

滝川市A I ドリル等導入業務仕様書

1 目的

G I G Aスクール構想に伴い、滝川市内全小・中学校の児童生徒に整備された1人1台端末に、A Iドリル等を導入することで、個別最適な学びをより一層充実させ、基礎学力の定着と家庭学習の習慣化を図ることや、教職員を対象とした研修を実施することにより効果的な活用を目指す。

2 件名

滝川市A I ドリル等導入業務

3 履行場所

滝川市立小・中学校（9校）

※詳細は、別紙（資料1「対象学校一覧」）を参照。

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 導入環境

（1）利用者

次の者が利用できるライセンスを提供すること。

①滝川市立小・中学校の児童生徒	2, 275人
②滝川市立小・中学校の教員	198人
③滝川市教育委員会事務局職員	6人
計	2, 479人

（2）利用場所

本市立小・中学校での利用のほか、児童生徒の自宅等での利用を想定している。

（3）利用端末

Windows10 又は 11、ChromeOS のいずれの OS、Google Chrome、Microsoft Edge のいずれのブラウザでも動作すること。

なお、本市の整備端末（主な利用端末）は次のとおりであるが、児童生徒の自宅等においてその他の端末での利用も想定される。

① 学習者用端末

ア OS : Chrome OS

※NEC Chromebook Y2

イ ブラウザ : Google Chrome

※学習者用端末は、Google 管理コンソールにて管理している。

② 校務用パソコン

ア OS : Windows10 64bit 及び Windows11 64bit

イ ブラウザ : Google Chrome 又は Microsoft Edge

(4) ネットワーク環境

本市立学校のネットワークは、学習者用端末が接続する学習系ネットワークと校務用パソコンが接続する校務系ネットワークに物理的に分離されている。

① 学習系ネットワーク

学校個別インターネット接続（ローカルブレイクアウト方式）を採用しており、1 G b p s のベストエフォート方式の光回線でインターネットにアクセスしている。

ただし、滝川市立江部乙小学校のみセンター方式を採用している。

② 校務系ネットワーク

滝川市役所庁舎を経由するセンター方式を採用している。なお、各学校は、滝川市役所庁舎から光回線でインターネットにアクセスしている。

6 履行内容

(1) 学習用クラウドサービスの提供

① A I ドリル教材機能要件は、滝川市 A I ドリル等導入業務募集要項様式第 5 号「機能要件一覧表兼調査票」のとおり

② 授業支援ソフトウェア機能要件は、滝川市 A I ドリル等導入業務募集要項様式第 5 号「機能要件一覧表兼調査票」のとおり

③ 学習用クラウドサービスの共通機能要件は次のとおりである。

- ・クラウドサービスで提供され、インターネットでアクセス可能であり、メンテナンスを除き 3 6 5 日利用できること。
- ・Google Workspace にログインすることで、シングル・サインオンできること。
- ・日本語に対応したユーザーインターフェースを備えていること。
- ・インターネットを経由する全ての通信に対し、SSL/TLS による暗号化を行っていること。

(2) 学習用クラウドサービスの利用支援

① 利用開始に当たって、教員が円滑に学習用クラウドサービスを活用できるよう操作説明研修会（導入時研修会）を実施すること。また、導入後においては、教員の利用促進を図るための活用研修会（導入後研修会）年 2 回以上実施すること。開催は学校ごとの個別研修ではなく、市が指定する場所における集合研修を想定している。開催時期や内容等は本市に提案し、協議

の上、決定すること。

② 資料提供

- ・提供サービスの基本的な操作方法や機能についてのマニュアルを提供すること。また、操作場面や機能ごとの動画やチラシなど、教員が確認しやすい体裁の資料を提供すること。
- ・授業や家庭学習等での具体的な活用事例や、各種機能の効果的な活用方法に係る動画や資料を本市に提案し、その内容を協議の上、提供すること。

③ 学習用クラウドサービスの利用、トラブル等に係る問合せに対応すること。（電話及びメール等）

④ 本市立小中学校の利用端末及びネットワーク環境を十分に理解した上で、設計作業を行うこと。なお、利用端末及びネットワーク環境の詳細は、受託者にのみ開示する。

⑤ 学習用クラウドサービスの環境構築等の必要な初期設定を行うこと。

（３）セキュリティ対策

- ① クラウドサービスを提供する事業者は、児童生徒に係るデータを管理するため、個人情報保護及び情報セキュリティについてデータの暗号化をする等必要十分な対策を行うこと。
- ② アクセス権限のない者がアクセスできないよう制限する機能を有すること。学校を超えたデータ閲覧が生じないように、教員が操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該教員が所属する学校に限定するような適切なアクセス制限を行える環境とすること。
- ③ パブリッククラウド上で取り扱う保有個人情報については、児童生徒氏名、学年、組、番号、ユーザーＩＤ、メールアドレス、ユーザー名、パスワード、学習履歴（学習教材、学習時間、学習進度、問題に対する解答、問題に対する得点、問題に対する誤りの内容）に限定すること。
- ④ クラウドサービスを提供する事業者は、本業務の遂行に当たり本市の所掌する情報資産の保護（データバックアップを含む）について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び完全性を維持する上で必要な技術的・物理的・人的セキュリティ対策を行うこと。
- ⑤ クラウドサービスを提供する事業者は、適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えい等を防止すること。

（４）その他

- ① 受託者及びクラウドサービスを提供する事業者は個人情報の取扱いに際して、資料２「個人情報情報等取扱特記事項」を遵守すること。
- ② 本業務の履行に当たり、必要と思われる資料及びデータは本市が所有又は入手できる範囲において提供する。受託者及びクラウドサービスを提供する事業者は、本市から提供された資料及びデータを本契約に基づく業務を処理するためにのみ用いるものとし、本市の許可なく複写や複製、外部へ持ち出してはならない。また、受託者及びクラウドサービスを提供する事業者は、業務が終了したとき、本市の求めがあったとき又は本業務に必要がなくなったときは、本市から提供された資料及びデータを本市に返却すること。

- ③ クラウドサービスを提供する事業者は、契約期間満了時には、本市からの依頼に基づき、クラウドサービス上のサーバにあるデータを消去・削除すること。その際完全に消去・削除されていることを確認できる書類か、適切なデータの取扱いを記載している契約書類等を添付すること。
- ④ 本業務の実施に当たり関係法令を遵守すること。
- ⑤ 本業務の実施に当たり安全管理に万全を期すこと。災害・事故等が発生した場合、緊急に必要な措置を行うとともに、速やかに報告書及び資料を作成し、本市に報告し、その指示に従うこと。
- ⑥ その他不明な点がある場合は、本市と事前に協議すること。

(5) 積算範囲

積算範囲は、学習用クラウドサービスの提供及び設定を含めたものであり、以下の条件を基に費用の総額を積算すること。

- ① 学習用クラウドサービスの提供に係る費用を含めること。
- ② 学習用クラウドサービスの利用支援（教員研修及び資料提供）に係る費用を含めること。
- ③ 学習用クラウドサービスの問合せ対応（電話及びメール等）に係る費用を含めること。

(6) 担当課

教育部教育総務課